

平成 29 年度観光地受入基盤強化事業
「外国人観光客向け観光人材バンク事業」業務委託仕様書

1. 委託業務名

外国人観光客向け観光人材バンク事業業務委託

2. 業務目的

近年、空路及び海路から本市へ訪れる外国人観光客数が増加しており、今後も本市の観光が持続的に成長していくうえで、外国人観光客の誘客推進の基礎となる受入体制強化が必須である。「石垣市観光客に対して、安心して快適な観光サービスを提供できる観光関連事業者等の語学力向上光基本計画」にも示される観光通訳の確立を図り、外国人観光客に対して、安心して快適な観光サービスを提供できる観光関連事業者等の語学力向上及び人材資源を活用する仕組みの構築を推進することを目的とする。

3. 契約期間

契約締結日から平成30年2月28日（水）まで

4. 委託内容

(1) 事業概要

本市を訪れた外国人観光客等への接遇とサービス力を向上することに資する外国語講座について観光関連事業者を対象に開催する。また、外国語に対応できる人材の登録制度の仕組みを構築して、国際会議やコンベンション等の開催時及びその他の通訳人材の求人需要に紹介対応を図る。

(2) 業務内容

①外国語講座の開催

i. 外国語講座のクラス

・英語、中国語、韓国語の初級及び中級クラスの講座を開催する。

ii. 各クラスの目標

・初級クラス：基本的な挨拶ができ、外国人観光客からよく聞かれる質問の回答ができるように諸外国の歴史、文化と習慣などにも興味を持って頂く。

・中級クラス：外国人観光客に対して簡単な観光説明または地域の文化や歴史を紹介できることを目指し、沖縄特例通訳案内士はじめ通訳案内士の資格取得を促す。

※想定する外国語講座の受講者

・外国人観光客と接する機会の多い、二次交通事業者（バス、タクシー、レンタカー、船舶会社）ホテルのフロントスタッフ、飲食業・商業事業者等を想定する。

iii. 外国人講座の開催方法・場所

・受講を希望する各事業者・団体等への出前講座（石垣市内）、特定の場所を確保しての開催を予定する。

②人材登録制度（バンク）の構築

- i. 外国語講座の受講者はじめ市内在住の外国人、外国語を話せる市内居住者、市内の語学学校の講師及び高校の語学部等から個人、団体の登録を図ること。
- ii. 登録においては、登録者の語学力に応じてランクを区分すること。

③登録者名簿の管理

- i. 登録者名簿の所有権は石垣市にあることを認識し、登録者名簿の管理を適切に行うこと。業務完了とともに取りまとめ、登録者情報の報告を行うこと。
- iii. 登録者の活用
 - ・積極的に人材登録の仕組みの広報、登録人材の活用を促すこと。また、登録者が通訳スキルを実践する機会創出を図ること。

5. 業務委託契約後の提出書類

本業務の契約後、速やかに以下（１）～（２）の書類を提出すること。

- （１）業務実施計画書
- （２）外国語講座の講師資料

6. 業務完了後の提出書類

本業務完了後、速やかに以下の（１）～（３）の書類を提出すること。

- （１）以下①～④の内容を含む実績報告書
 - ①外国語講座の開催実績、受講者数
 - ②業務に要した事業費及び人件費
 - ③人材バンクの登録者名簿

- （２）支出精算報告書
 - ①支出に関する証憑書類一式
 - ②支出明細書

- （３）委託業務完了届

7. 関係書類等の整備

本業務に関係する以下の関係帳簿類を整備して、保管すること。

- ・本業務にかかる現金出納簿、関係証票等の会計関係帳簿類

8. 委託経費及び経理

- （１）対象経費は以下のとおりとする。

①人件費

ア. 直接人件費：業務の直接作業時間に対する給与。対象となる人件費に関しては、日報等で業務実態、業務時間が確認できるよう記録すること。

②事業費

ア. 会場費：会場賃借料

イ. 謝金（報償費）：講師等や本業務を行うために必要な経費

ウ. 旅費：本事業を行うために必要な交通費、宿泊費

- エ. 賃金：業務を実施するために必要な業務補助を行う補助員に対する人件費
日報等で業務実態、業務時間が確認できるよう記録すること。
- オ. リース：業務に直接必要となる物品のリース・レンタルに係る経費
- カ. 消耗品費：業務を実施するために直接必要な物品に係る経費
- キ. 通信運搬費：業務に直接必要な郵便料、データ通信料等に係る経費
- ク. 印刷製本費：業務に直接必要な資料等の印刷物、報告書の製本等に係る経費
- ケ. 広告費：本業務の広報周知を行うため新聞等に掲出する経費
- コ. その他：本業務実施のために必要と認められる経費

③一般管理費

9. 支払い条件等

- (1) 業務開始以降において、本業務に係る経費を支払うものとする。
- (2) 本業務の遂行上、必要がある場合には、受託者は概算払いを請求することができる。
- (3) 本業務完了後、確定した委託契約額を上回る額がすでに支払いされている場合には超過分を返還するものとする。

10. その他

本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。